

水利権について

※河川法逐条解説、水利権実務一問一答より

1. 「河川法」とは

河川法の目的（河川法第1条文）

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川法制定経緯）

- ①明治29年 旧河川法 公布・・・治水に重点がおかれた
- ②昭和39年 現行河川法 公布・・・利水関係規定の整備
- ③平成9年 改正河川法・・・河川環境の整備と保全を目的規定に追加

2. 「水利権」とは

- ・河川の流水を含む公水一般を、特定の目的のために継続的、排他的に使用する権利
 - ・河川法第23条の規定によって河川から取水することを認められた権利
- ※許可水利権、慣行水利権

3. 「水利権」の失効

以下のような場合には、「水利権」は失効する

- ①申請者の詐欺などの不正な手段によりなされたものとして、河川管理者によって取り消された場合
- ②事業を行うために必要な電気事業法などの規定による許可又は認可が拒否された場合
- ③許可期間の更新について不許可の処分がなされた場合
- ④「水利権」が放棄された場合
- ⑤河川の公用の廃止がなされた場合
- ⑥河川管理者が公益上の理由により撤回の処分を行った場合

4. 「水利権」の許可の期間

- ・許可に付されている許可期間は、その満了を持って当該許可を失効せしめる意図を有するものではなく、河川管理者にチェックの機会を与えるためのものである
 - ・許可期間満了をもって水利権が当然に失効することとなるものではない
- ※定められた期間に更新の申請をしていれば、許可期限を過ぎても不許可の処分がなされるまでは効力は発する

5. 関係河川使用者の同意

- ・「同意」は、新たに水利使用を行おうとする者に対して、既得水利権者、漁業権者などが反対しないという意志表示をしたものである。
- ・「同意」が完全に有効に成立している場合には、その後の事情により自由に撤回することはできない。

6. 「水利権」更新の流れ

- ①更新の申請（許可期限満了日の6ヶ月前から1ヶ月前）【出雲河川事務所経由】
- ②国土交通大臣は関係行政機関の長（経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣等）へ協議。ただし、単純更新の場合は不要・・・河川法第35条
- ③関係都道府県知事の意見聴取・・・河川法第36条
単純更新の場合は、関係河川使用者への通知及び同意は不要
※発電水利使用の許可期限は、平成20年8月の通達により20年となっている。